

してこの立場に置かれなければならない。またブルジョア勢力の一切の利益を
余すところなく大衆の利益に転換せしめなければならない。

(7) わが党議員(団)は如何なる場合にも労農大衆の利益の立場をとり、
資本家階級を敵力とし、妥協は許さんとい、戦術上積弊を利用する事
に時的に利用行動をとる場合にも彼等をキチンとバクロせねばならぬ。

(8) 我党議員(団)は諸他階級階級政策の試案(案)と資本家階級を共同行
動をなす(案)がある。しかしながら、若し彼等が労農大衆の立場より遠
脱するが如きことある時は彼等を断乎に批判的態度をとらなくては
ならない。

(9) 我党議員は諸他階級階級政策の試案と共に共同行動委員会を全
國に展開行動せしめなければならない。しかしながら左翼的大衆党は、わが党の
試案は、その階級の立場を確保するために独自の行動の自由を獲得す
べからぬ。

(10) 我党議員は諸他階級階級政策の試案と共に共同行動を採ることによつて
各階級階級政策の試案の實現をせしめなければならない。

九 我党試案(案)・他党に対する交渉方針

(1) 我党試案(案)・提案政策試案(案)内に於ける活動方針

わが党試案(案)各階級階級政策試案(案)階級の共同行動を擁護しまたその
階級の階級的行動により各階級試案(案)のインシヤケーチをとりわけ
らぬ。

(2) 急進ブルジョアと交渉方針

わが党試案(案)はブルジョアの諸勢力と妥協を断乎として退けねばなら
ぬ。しかしながら戦術上の見地から提案各派の共同行動を前提とした上で
ブルジョア左翼試案(案)の提携を利用することも例外的には許されらる
らうが、この場合には特たキチンなき批評バクロが必要である。

(3) 交渉団体形成に関する方針

我党は従来の専制的な試案の慣習に対して徹底的に戦はんとして
まざる。従って交渉団体二十五名制に對しては断乎として争事にあ
くまとして少数派試案の發言の自由のために戦はんとするものである。

以上